

VI. 川越市農業振興計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制の整備

(1) 「川越市農業振興推進協議会」(仮称)による計画の推進

- ・「川越市農業振興計画」は、川越市が進行管理を行い、農業者、関係団体、消費者団体、商工団体、農政モニターなどで構成する「川越市農業振興推進協議会」(仮称)が施策の進捗状況、取組成果の評価を行います。
- ・この評価に基づき、施策の見直し、必要な施策の追加・実践を行い、川越市の農業の将来像の実現を目指します。

(2) 国、埼玉県との連携

- ・農業振興に関わる各種事業や施策の一層の充実について、国、県に提案するとともに、国、県と連携して本計画を推進します。

2. 各主体の役割

計画の着実な推進に向け、各主体が担う役割を以下に示します。

- ◆**行政**
 - ・「川越市農業振興計画」に基づく施策や支援制度の推進
 - ・「川越市農業振興計画」に関する情報提供
 - ・庁内推進体制の整備
 - ・「川越市農業振興計画」の進行管理
 - ・各団体や個人の連携や活動支援
- 等

- ◆**農業者**
 - ・農業の担い手、農地・農業環境の管理者として本計画を主体的に推進
 - ・消費者の需要に対応した農業生産、販売活動の展開
 - ・食育の推進
 - ・民間企業、市民との連携強化
- 等

- ◆**市民**
 - ・農業の理解者、消費者として農業を振興
 - ・農業者との連携による地域農業環境の管理への参画
- 等

- ◆**JA 等関係団体・小売業者**
 - ・農業技術の指導や農業経営の支援
 - ・地場流通など、地産地消への協力
 - ・川越産農畜産物の販売コーナーの設置、拡充
- 等

- ◆**農業委員会**
 - ・農地の賃貸借の促進や遊休農地対策
 - ・農業者に向けた広報活動
 - ・農業者との意見交換等による意向の把握
- 等